

2008年度／法学研究科自己点検・評価報告書

2008年度からのカリキュラム改定の考え方

法学研究科では、組織的な教育を効果的に実現するために、修士論文作成コースとリサーチペーパー作成コースを設置すること、博士前期課程修了者であれば最低限身につけていなければならない法律学・政治学に関する知識を教授するためのコア科目を設置すること、さらに、前記両コース修了者のうち博士後期課程への進学・入学を志望する者に対しては、等しく博士後期課程の扉を開いておくこと、法科大学院修了者のうち博士後期課程への入学を志望する者へ配慮した制度とする（博士後期課程に2年以上在学で修了可）こと、さらに、博士後期課程における学位取得のための段階的、効果的な制度を設けること、学生と教員の負担を考慮して、修了必要単位数は、従前そのまま据え置くことなどを、カリキュラム改定の基本的な考え方とした。

教育制度

法学研究科では、在籍者が少ないので、授業内で学生と教員が緊密に意思疎通を図ることができるが、直接に指導教授に要望しづらいこともあり、また大学に対して要望がある場合に、指導教授にその要望を聞く当事者適格があるといえないことも考えられるので、毎年、1回ないし2回、学生との懇談会を開催し、学生の要望を聞いてきた。今後も、学生との懇談会を継続的に行っていきたいと考えている。

少人数ではあるが、外国からの留学生が在籍しているので、学位取得のための組織的な支援体制を構築する必要がある。このことは、今後の検討課題とする。

具体的制度

（1）博士前期課程

第1 Semesterでは、すべての学生にコア科目（憲法特論、民法特論、刑法特論、法哲学特論、政治学特論、国際政治論特論の中から3科目6単位）の履修を必修として課し、外書講読の重要性を考慮して、その受講を可能とするカリキュラムを準備している。

修了のために必須である学位論文については、従来の修士論文に加え、リサーチペーパー（特定の課題についての研究の成果）も可とした。第2 Semesterから、学生は、修士論文作成コースとリサーチペーパー作成コースに分かれて、指導を受けることができるようにカリキュラムを構成している。修士論文作成コースでは、第2 Semesterから指導教授が修士論文の作成指導を担当するが、リサーチペーパー作成コースでは、第4 Semesterにおいてリサーチペーパーの作成指導を行うこととし、第2・第3 Semesterにおいては、学生が比較的自由に科目の選択ができるようにカリキュラムを編成している。外書講読は、各 Semesterに設けてあり、研究者志望の学生に十分に応えることができるようにしている。

（2）博士後期課程

博士の学位を3年間で取得できるようにするために、第2、第4及び第6セメスターにおいて研究報告会を行い、これを上記各セメスターの単位認定の必要条件とする制度を導入した。研究報告会は、授業としての性格を有するものとして位置づけているので、博士後期課程担当教授全員の出席のもとにおいて、学生に博士論文作成の計画書、論文執筆状況、論文の内容などについて報告させ、出席教員全員による指導を受けることとしている。

すでに、2008年度に、2人の学生に研究報告会で報告させたところ、教員の側からも論文作成に効果があるとの意見も多く寄せられており、また、報告に当たった学生の側からも論文作成に有益であるとの声も聞かれた。今後さらに学位論文作成に有効な研究報告会のあり方について検討していきたい。